

難民 Refugees

Number

21

2002年第2号

UNHCR
ニュース

United Nations
High Commissioner
for Refugees



World Refugee
Day



20 June

6月20日は
国連「難民の日」
今年のテーマは
難民女性です。

Operation Report

アフガニスタン 動き始めた 難民の帰還



UNHCR
国連難民高等弁務官事務所

Contents

Operation Report

アフガニスタン 動き始めた難民の 帰還

- 3 イランのマシャドで想うこと
5 難民の帰還とその再定着を支える

Partnership in Action

- 6 旧ユーゴスラビアからアフリカへ
7 JICAとUNHCR
パートナーシップを強化へ

Domestic Asylum in Japan

- 8 日本の難民保護 第5回
9 日本国内の難民申請者、
認定された人々を支える
10 難民法 第1回

Staff Profile

- 11 私とUNHCR 第1回

From "Refugees" Magazine

- 12 ひと目でわかる難民女性の世界
13 難民から大統領へ
14 人食いライオン、ワニ、飢餓

- 16 HCR協会から

eセンターから

- 17 緊急事態対応「実践的ワークショップ」に
参加して

- 18 UNHCR国会議員連盟

Information

- 18 トヨタ自動車株式会社
7500万円をUNHCRに寄付
19 世界のUNHCRのニュースから
「ありがとうございました。
またどこかでお会いしましょう」

- 20 日本に関わる歴史上の難民

表紙写真

メイン(モノクロ) パキスタンに暮らすアフガン難民(1982年)
UNHCR/A. Diamond
今後UNHCRの歴史的な記録写真をご紹介していく予定です。

上 - 右 何年も経た後、初めて公衆の前でベールを持ち上げ顔を見せたアフガン女性たち。UNHCR/P. BENATAR/CS・AFG・2002

上 - 左 世界でも規模が大きく、古くに発生した難民集団の一つであるエリトリア難民。彼らが故郷に戻り始めた。スーダン国境近くの町テセニーに到着した人々。UNHCR/S. BONESS/CS・ERI・2001

下 UNHCRの配給センターで、援助物資の受け取りを待つパキスタンから到着したばかりのアフガン帰還民。カブール近郊のブリチャクリ・センター。UNHCR/R. Hakozaiki

難民
Refugees
Number 21
2002年第2号



Message from the Editor

刷新した誌面構成でUNHCRニュース「難民 Refugees」をお届けするにあたり、一言ご挨拶申し上げます。長らく発行してまいりました日本語版「難民」誌は、2001年4号をもって休刊といたしました。これにつきまして多くの読者の皆様から、貴重なご意見をいただきましたこと、心より感謝申し上げます。今後は、本誌が、日本語で発行する主要な広報誌となります。そのため、情報量の充実をはかり、読みやすい誌面をめざして構成も刷新いたしました。

さて、今号では、今なお難民問題の主要課題の一つであるアフガニスタンの援助活動と今年の国連「難民の日」(6月20日)のテーマである「難民女性」についてお伝えします。

皆様のご意見をお寄せいただければ幸いです。

お知らせ

UNHCR日本・韓国地域事務所はホームページを開設しています。ぜひご活用ください。資料紹介もしており、ホームページから電子メールを通してのお申し込みも可能です。

<http://www.unhcr.or.jp>

資料・その他のお問い合わせ先

UNHCR(ユー・エヌ・エイチ・シー・アール)
日本・韓国地域事務所 広報室

〒150-0001

東京都渋谷区神宮前5-53-70

UNハウス(国連大学ビル)6階

TEL 03-3499-2310

FAX 03-3499-2273

UNHCRニュース

「難民 Refugees」No.21 2002年6月

発行人 カシディス・ロチャナコン
編集 浅羽俊一郎、箱 律香、大川宝作
野中聖子、目沢寿美子

UNHCRの援助活動は皆様のご寄付に支えられています。

ご寄付は郵便振替にてお願いいたします。

口座番号 00140-6-569575

加入者名 HCR協会

(手数料加入者負担)

Operation Report

アフガニスタン 動き始めた 難民の帰還

20年以上におよぶ
戦争・内戦に
終止符を打ち、
ようやく平和への
緒についた
アフガニスタン。

ピーク時には難民数が630万人と世界最大規模の難民問題となった。
現在もパキスタンやイランなど周辺諸国で暮らす難民は400万人をこえる。
今号では、イランとアフガニスタンから帰還についての人々の思いや
UNHCRの取り組みを報告する。



パキスタンからのアフガン帰還民。
カブール近郊にある援助物資の配給センター。
UNHCR/R.Hakozaki

Afghanistan

イランのマシャドで 想うこと

1975年に世界一周旅行に出発した私は、76年の夏、ヨーロッパから陸路トルコ、イランを経て、アフガニスタンに入った。広大な土漠を、バスやトラック、時には口バの背中に揺られて、パキスタンに向かった忘れがたい旅であった。思い起こすと、当時バックパックを担いだ若者たちが、それぞれの思いを抱いて旅をしたルートであった。ある者は、人生の意義を求め、ある者は自己の限界を試す、あるいは、さすらいことを楽しむを求める旅だった。

そこでは、日が落ちると、日中の酷暑に耐えた身体には厳しすぎる程の冷え込みが襲ってきた。また、予告無しに起こる猛烈な砂嵐にも幾度となく悩まされた。信じられぬ程、深く澄んだ青空から照らす太陽は容赦無く肌を刺すが、夜になると、慈悲深い月と星の光が輝いていた。自然は紛れも無く過酷だったが、旅の途中で出くわすオアシスには驚くほど澄

んだ冷たい水があった。その自然は中途半端なところがなく、強烈なコントラストとして私の記憶に存在している。

アフガニスタンの男たちはタフで強靭な風貌をしていて、握手をする時など、力を込めて足を踏ん張っていないと、引きずられるかと思うほど力強かった。彼らは、見ず知らずの異国の旅人である私を家に招き入れ、土壁の粗末な小屋の中で乏しい食料を分け与えてくれた。ある家では、恐らく最後の一かけと思われる砂糖の塊を、客人である私に勧めてくれた。「結構です」と手まねで断る私を無視して、家の主が私のカップに塊を放り込んだ。おろおろしながらもアフガン流のもてなしに感謝している異国人が可笑しかったのだらう、彼の子ども達嬉しそうにクス



UNHCR
イラン・マシャド支所長
小田島利郎

Profile

おだしま としろう
1951年、岩手県生まれ。
玉川大卒。ニューヨーク
大学にて政治学修士号
取得。1983年より
UNHCRの職員に。スワ
ジランド事務所をはじめ
として、スーダン、ジュネ
ーブ本部アフリカ局、タイ、
ジュネーブ本部中央アジ
ア担当上級デスクをへ
て99年より現職。



国境の町ドガルンで、本国へ帰るアフガン難民とともに。

クスと笑った。カブールでは、ハイスクールの校門から出た女子学生たちとすれ違ったが、無言の彼女たちも恥じらいに満ちた優しい笑みをたたえていた。

あの自然に似た荒々しい部分も持ち合わせているのだろうが、私が会ったアフガニスタンの人々は、優しく寛容だった。彼らの生活は、貧しいものだったが、我々が忘れかけていた心の豊かさが感じられた。残念なことに、その後間もなく、アフガニスタン全土が戦渦に巻き込まれ、破壊と殺戮^{さつりく}、早魃^{かんぱつ}と飢えが続くことになるのである。

一日ドル程の僅かな予算で旅する間に思い知らされたのは、自分がいかに世界を知らなかったかであった。その後、米国の大学院で学んでいる時、UNHCRは「実際に現場で活動する国連機関」であるとの一節に注目し興味を抱いた。莫大な量の文章を作成して会議をするだけでなく、実際に、世界中で難民の人権擁護に携わる国連機関UNHCRの存在を、その時に初めて知ったのである。

難民に手を差し伸べ続けてきたイラン

初めてアフガニスタンを訪れて20年以上が過ぎてから、イランに逃れたアフガン難民の恒久的解決に僅かでも貢献したいと希望して、私はこの地域に戻った。

イランには政府によると230万人以上のアフガン難民が居住し、私の活動拠点であるコラサン州だけでも30万人、中には20年以上も難民生活を送っている者もいる。

長期にわたる難民の生活は、難民とその庇護国に多くの問題をもたらす。しかしながら、長い間イランに居住するアフガン難民にとって最大の恩恵は、教育である。過去20年間、難民として認定されている親の子ども達は、男女を問わずほとんど無料でイラン政府の公立学校で教育を受けている。また、認定されていない親の子ども達も、難民居住地区に作られた塾のような施設で教育を受けられるのである。これは、全ての子ども達はその両親の法的身分の如何を問わず、基本的に教育を受ける権利が有るとするイラン政府が、非公式ながら許可しているからである。イランの政府および国民が長期にわたり、多くのアフガン難民に様々な援助の手を差し伸べてきた事実が、国際社会に充分理解されていないのは残念である。

恐らくは、難民の数の多さと、その問題の複雑さもあるのだろうが、国際社会はアフガニスタンから長いこと目を背けてきた。それが、昨年9月11日の悲劇をきっかけに、ようやく世界の注目を集めることとなったのは、周知の通りである。

2002年1月から、我々のマシャド事務所は難民の意識調査を行っているが、これは最近のアフガニスタンにおける状況の変化と帰還への可能性を、難民自身がどのように考えているかを探る目的からである。40～50代の難民のほとんどは、帰還に対して否定的ではないにしろ、かなり慎重である。それは恐らく、アフガニスタンで体験した度重なる試練によるものだと推測される。それとは対照的に、イランで教育を受けた、母国を知らない多くの若い男女が、アフガニスタンに戻り、自国の再建に意欲的な興味を示していることは注目に値する。

UNHCRをはじめとする国連機関およびNGOによって、4月上旬から始められる難民帰還に向けた準備が、イラン政府と協議をしながら進められている。しかし、まず一步を踏み出したばかりで、問題解決の道のりは長く困難なものと予想される。アフガニスタンに平和と安定がもたらされ、大多数の難民が母国に戻り、長きにわたる苦難に終止符が打たれるまでは、国際社会の関心が再び失われ無ことを願うばかりである。そして、かつて私が体験した、優しさ^{よみがえ}と寛容に満ちたアフガニスタンが甦ることを期待して止まない。

(2002年3月記)



マシャドの事務所で毎週開かれる援助関係機関の調整会議。



難民の帰還と その再定着を 支える

アフガニスタンでは昨年11月にタリバン政権が崩壊し、年末には暫定行政機構が発足した。それに伴ない、イランやパキスタンに滞在するアフガン難民が自国に帰り始めている。UNHCRは80万人の難民と40万人の国内避難民が故郷に帰るといった想定で保護・援助業務を展開している。ここでは、アフガニスタン難民の自主帰還事業に関わる問題やその対応について述べていく。

難民の帰還は彼らの国に平和が訪れ、政治状況が落ち着いた後に始まるのが理想的である。しかし、どこの難民でも、すぐにでも故郷に帰りたいと思い、帰還事業は帰る国の治安が整っていない状況下で始まることが多い。アフガニスタンもその例にもれず、治安が完全に回復していないながらも、帰還を望む人は多く、UNHCRはパキスタンやイラン政府、アフガニスタン暫定行政機構と協力し帰還事業を行っている。現在のところ、UNHCRおよび関係国は、アフガニスタンがまだ完全に帰還に適した状況ではないという判断から、帰還を促進するのではなく、帰還したいと望む人々を助けるにとどまっている。それでも、3月1日から始まったパキスタンからの帰還事業を利用して、ひと月で10万人以上が帰還した。当初のパキスタンからの年間帰還推定数40万人と比較すると、

随分速いペースといえよう。

さて、このような大規模帰還事業には、保護と援助の両面からさまざまな点を考慮することが必要だ。まず、帰還の法的な枠組みとして、関係国とUNHCRが帰還協定に署名することが必要である。また、難民の自主的な意思に基づく帰還かどうかを確認する。さらに、帰還難民が自国で差別を受けない、特に少数民族の人権が尊重されなければならない。具体的な援助として、帰還者の交通費の支給、毛布、台所用品など帰国当初に必要な物資や食糧

の提供、病人や妊婦など医療的配慮が必要な人々のための特別な交通手段の手配も考えねばならない。さらに、故郷に帰った後も、家が破壊されている、井戸の設備が不足している、農業を始める道具がない、などの問題が残る。

こうした広範囲な問題に取り組むには、まず、暫定行政機構や帰還省と共に人権問題や援助の大枠について協議し、協力関係を築くことが重要である。また、政府だけでなくNGOが住居、水、農業などの分野

で援助活動に参加することが不可欠だ。さらには、国際社会がアフガニスタンの復興のために協力し、治安の安定、民主的政府の設立、緊急援助・開発の資金を長期的に支援しなければならない。そうでなければ一度帰還した人々が再び移動せざるを得ない状況が起こる。

容易でない資金の確保

このような中で、私はプログラム担当官として働いている。予算設定、支出管理、資金調達状況への配慮などが仕事の重要な部分である。2002年度の予算は9700万ドルだが、その資金の全額が手元にあるわけではない。UNHCRの事業資金は、ほとんど全て自主的拠出金（寄付）で成り立っており、「寄付」が実際にUNHCRの事務所に届かない限り「予算はあっても資金はない」という状態が起こる。最近ではアフガン難民という言葉を知らない人がいないくらい注目度の高いこのオペレーションも、その台所事情はなかなか容易ではない。

3月には帰還民に現金で交通費を用意すること、援助物資の購入、帰還後の井戸掘り、住居建築の準備費用も確保する必要があった。しかし、ある夜9時頃、ジュネーブ本部から電話があり「交通費を確保するなら物資購入を減らし、物資調達を選ぶなら交通費はない」と言われた。交通費は2週間で約240万ドル、物資調達には当面900万ドルの見積もりを立てており、その他の費用と合わせると本部で用意している利用可能な資金額を超えてしまうからだ。苦しい選択である。私がカブールで、支出計画をもう一度見直している間、本部の担当者も財務部など関係部署を巡り、翌日「来週、ある国から2000万ドルが提供されるから、それを見越して、全ての支出計画をOKとしよう」と連絡が入り胸をなでおろした。

長期的支援の必要性

最後に再び強調したいのは、難民の帰還という問題は、単に彼らがアフガニスタンの村まで帰るということではなく、帰国後の生活再建と故郷への再定着に関わる問題であるということだ。豊かでもなく、平和も完全に戻っていない故郷での再出発・再定着を可能にするには、世界の人々、国々がこの国の再建について長期的に協力する姿勢が必要だ。



UNHCR
アフガニスタン事務所
プログラム担当官

清水康子

Profile

しみずやすこ
1994年JPOとして、
UNHCRジュネーブ本部
に配属される。その後、
チェチェン緊急援助、ウ
ガンダ、コンボ、アルバ
ニアなどを経て現職。



故郷に戻る途中、UNHCRの配給センターに設けられた日よけの下で休むアフガン帰還民の女性と子ども達。
UNHCR/R.Hakozaki



エリトリアの首都アスマラで子ども達と。

旧ユーゴスラビアから アフリカへ

特定非営利活動法人 JEN
事務局長

浅川葉子



帰還民を乗せ国境をこえてきたコンボイ。
写真提供：筆者

エリトリアという国を知っていますか？ 1993年にエチオピアから独立したばかりの新しい国です。8つの言語を話す9つの民族が共に暮す、つい最近まで戦争をしていたとは思えないほど穏やかな国民性を持つ人々の国です。

首都アスマラは、車のドアを開けたまま側を離れても盗難にあわないほど治安がよく、田舎のサバンナには、ラクダとロバが歩いているような穏やかな風景が続く、人口399万人の小さな国です。

2001年夏、UNHCRから届く難民ニュースのトップ3は、アフガニスタン、エリトリア、カンボジアでした。1994年より旧ユーゴスラビア各国で難民支援を行ってきたJENは、メディアに取りあげられずに、世界から忘れ去られている難民のニーズに応えたい、という想いで、2001年秋、エリトリアへ現地調査のためのスタッフを派遣しました。

20年続いた内戦を経て93年に独立したエリトリアでは、長期にわたってスーダンに避難していた難民が、独立から8年を経てやっと帰還を始めています。クロアチアおよびユーゴスラビアで、避難してきた難民の受け入れ事業に携わってきた私にとって、長期にわたって避難していた人々がやっと自分の故郷に戻る「帰還」に立ち会えることは、非常に感激的な出来事でした。スーダンとエリトリアの国境で出会った光景は、青空の下、何台も続くトラックに乗ったとても明るい表情の人々、陽気な歌声など、新たな生活を踏み出す不安を全く感じさせない、期待に満ちた人々の波でした。

しかし、スーダンの難民キャンプでの生活は、衣食住が保障され、あまり努力をしなくても安定した生活ができたことも事実でした。帰還民の世帯主の40%が女性であり、難民キャンプで独りになっ

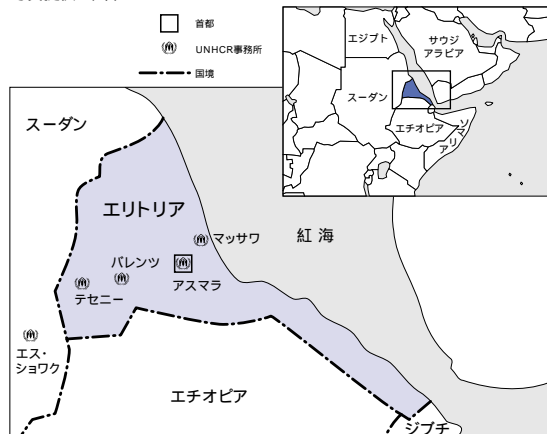
た女性は、その後も「支援」に頼って生きていたケースが多く、「1年後に緊急食糧援助が止まったら、どうやって生活していくつもりですか？」と尋ねると、「神様が助けてくれるでしょう」と、答える人が少なくありません。

帰還民の自立を支援する

2002年2月、前年の調査結果を受け、エリトリアでの活動立ち上げを決定したJENは、秋の調査に同行した近田めぐみを現地駐在員として派遣。3月には私も再度現地を訪れました。現地政府やUNHCRとの調整の合間に、首都アスマラから車で9時間かかる現場に4日間滞在し、滞在先のテセニーからさらに車で1~2時間の村々を訪問。23名の女性世帯主を対象に聞き取り調査を実施し、生活状況や収入向上のために必要な技術や経験について、情報収集をしました。その結果、JENは「女性世帯主を対象に、社会的・経済的自立を支援する事業」を計画しています。

スーダンでの滞在が短かった女性たちの中には、すでに自力で収入を得ている人もいます。揚げドーナツを毎朝作って、子ども達が道端で売っているお母さんや、近くから摘んできた草を使ってマットを作り、週一回開かれる市場で売って収入を得ているお母さん。しかし、多くは、何も技術を持っていないか、あるいは農業や手工芸品の技術を持っていても、それを販売したことがない人たちがばかりです。そのため、技術を身につけ、販売ネットワーク作りをすることが必要です。

多くの方は、支援に頼って生きてきたため、物資を与えられてもそれを消費する経験しかありません。そのため、まずは「食糧配布がなくなったらどうなるのか。子ども達をどうやって養うのか。そ



のために、今すべき事は何か」ということを他の女性たちと共に考え、話し合い、学ぶことが必要です。そのため、JENは、すぐに職業訓練や収入向上事業を始めるのではなく、まず話し合いの場を持つことから始めようと考えています。また、職業訓練といっても、学校で教わるのではなく、村の中で上手に工夫して収入を得ている女性に指導を受け、研修後もいつでも困った時に相談できる態勢を整えようと計画しています。

「緊急」時には、多くのメディアが悲惨な状況を取り上げ、人々もその生活の厳しさに支援の手を差し伸べます。しかし、「復興」時には、人々の関心は薄れ、帰還した人々が何も無い土地でゼロから自立へと立ち向かわなければならない現実忘れられがちです。UNHCRは、世界中の難民の状況に目を向け、継続的に支援を行っています。その姿に様々な土地で、パートナーシップを通じて触れ、これからもJENはUNHCRや他の国際機関、NGOと共に協力して現地で支援を行いつつ、多くの難民の置かれている現実を一人でも多くの方に伝えていきたいと考えています。



調査団が訪れたザンビアの難民を受け入れている地域社会の人々。
UNHCR/S. Kurosawa

国際協力事業団
企画・評価部
援助協調室

ファティマ・ シェリフノール

Profile

教育学専攻（開発の分野における経営学修士号を取得後、1991年、UNHCRの職員に、北部イラク事務所を始めとして、クロアチア、タンザニア、アルメニア、ジュネーブ本部に勤務後、今年2月から、JICAに外向。

したがって長期化した難民問題に対処し、将来の難民危機の長期化を防ぐためには、難民や帰還民が、受け入れ地域の社会経済活動に貢献できるようにし、難民や帰還民も潜在的な「開発の担い手」とみられるようにすることが極めて重要である。こうした努力の好例が、「ザンビア・イニシアティブ」である。これは開発事業の焦点を難民を庇護している地域社会に置き、地元住民の貧困を緩和するとともに、難民と受け入れ先の社会双方のエンパワーメントを進めようという包括的な取り組みである。こうしたイニシアティブは、難民と庇護国の間に摩擦が生じるのを防ぎ、キャンプや国境付近で生活する難民に安全で暮らしやすい環境を確保し、自立を促すことから、難民は地域社会の中で生産的な存在になる。今年3月、ザンビア政府の要請を受け、ドナー諸国がUNHCRとUNOPS（国連プロジェクト・サービス機関）と協力して合同調査を実施した。調査団には日本を含む複数の抛出国が参加して、西部の州で開発援助を行なう優先分野を決定した。

JICAは、大規模な難民を庇護している地域社会の開発支援において、豊富な経験と知識があり高い可能性を備えている。また、JICAは持続可能な平和と開発に貢献するために、平和構築という視点を積極的に開発事業に取り入れてきた。一方UNHCRは、難民を援助し、彼らの苦難に恒久的な解決策をみつけるという直接的な任務がある。両機関が協同して、互いが得意とする部分を組み合わせれば、難民・帰還民の地域社会と、彼らを庇護する地域社会の間に調和と共存をもたらす、新たな難民の流出や紛争を予防するとともに、難民を庇護あるいは生み出している国・地域の持続可能な開発を支援できる。

JICAとの連携で、UNHCRは以下の強みを生かせるだろう。

- ・緊急援助と、大規模な難民・帰還民の流出入に対応するうえでの50年以上にわたる長く幅広い経験
- ・紛争管理、民族間の緊張、強制移動の原因に関する幅広い知識と経験
- ・NGOを含む多くの機関とのネットワークとパートナーシップ

UNHCRとJICAは、互いの長所を補完しながら、新たな人道ニーズや既存の困難な人道ニーズに対処する現実的な方法を探っている。

JICAとUNHCR パートナーシップを 強化へ

日本の政府開発援助（ODA）は、開発途上国の経済・社会の開発促進をめざすものである。そのODAの一環として国際協力事業団（JICA）は、開発途上国の人的能力を伸ばし、自立と持続可能な開発を促すための技術協力を行っている。

戦争や紛争などの大規模な危機は、人々を故郷から追い立てるだけでなく、開発にも悪影響を与える。最も開発が遅れている40か国以上が、難民の受け入れ国か、流出国であるという事実もある。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の統計（2001年1月現在）によると、UNHCRの援助対象者は難民、国内避難民、そして帰還民を含め2200万人。

持続可能な復興と平和を実現するためには、紛争予防や人道緊急援助、紛争後の復興・開発のための開発援助が大きな役割を果たす。世界的に相互依存が深まるなか、いかなる国も各地で起きる事件や危機と無関係ではいられない。日本は国際社会の重要な一員として、国内の安定と国民の福祉を確保するだけでなく、世界の平和と繁栄に貢献すべく取り組んできた。

最近では、アフガニスタンの復興支援に向けた世界各国・諸機関の連携努力に

おいて、日本は指導的役割を果たした。過去数十年にわたり戦争と干ばつに苦しんできたアフガニスタンだが、今年1月21～22日に東京で開催された「アフガニスタン復興支援国際会議」の結果は、いまや現地での活動という形に発展している。JICAは、紛争予防、人道援助、紛争後の復興支援、そして最終的には持続可能な開発を促すうえで、大きな役割を担っている。JICAは、アフガニスタンの復興のための有効な事業を形成し、それをさまざまな組織と連携して実施することを目的として同国に調査団を派遣した。UNHCRも、難民の帰還と定着活動に長期的で幅広い開発政策・計画を反映すべく、JICAを始めとする開発機関との連携を積極的に模索している。

過去の事例を見ると、多くの場合、人道緊急援助の後に開発事業や長期的な計画が実施されなかった。このため、サハラ以南のアフリカにある大規模なキャンプのように、極めて多くの難民が外部からの援助や配給に依存し続け、難民状態を長引かせてしまった。また、インフラ、社会福祉サービス、雇用などがなく、多くの難民は故郷に帰還しても定着に苦労する。



UNHCR日本・韓国
地域事務所
首席法務官

ディエゴ・ロゼロ

日本の
難民保護

第5回

「庇護希望者の拘禁は正しいことだろうか？」

(UNHCR NEWS 20号の続き)

庇護希望者の拘禁の問題について前回から述べてきたが、それに代わるものとして、たとえばインドシナ難民のために設置されたような受け入れセンターに庇護希望者を住ませるなど、拘禁に代わる方法があるはずである。当局の管理の下におきつつ庇護希望者も自由でいられるからだ。世界の多くの出入国管理当局は難民条約の背景にある基本的価値観を十分理解し、「不法に」入国した難民の日常的な拘禁（収容）は行っていない。ほとんどの国において、難民を拘禁しようとする一部の出入国管理担当官の過度な熱意は、行政部門内の彼らの上司、あるいは人権関係法規の執行に携わっている裁判官らによるチェックを受けてきた。拘禁は、庇護希望者の流れを抑制するための措置として利用されるべきではない。そのような態度は難民保護、国際的連帯および責任分担の精神に合致しないことになる。

査証を持たずに来る 庇護希望者たち

難民は旅券を持っていても査証を取得できない場合があるという事実も検討する必要がある。例えば過去10年間の紛争中、アフガン人による査証申請のほとんどが拒否されてきたとしたら、彼らはいかにして迫害を逃れ日本や他国に「合法的に」来ることができただろうか。また、査証なしで来るために密航斡旋業者に頼らざるを得なかったということで、彼らが犯罪者となる訳ではない。この関連の最も新しい国際法 国際組織犯罪条約の不法移民に関する議定書 によると、

犯罪者なのは不法移住を組織する者であり密航者自身ではない（彼らは犠牲者とみなされるべき）ことが明確に確立されている。日本は同条約に署名した。その批准と同議定書の署名を早急にすべきである。

ほとんどのOECD諸国（イギリス、ドイツ、カナダ、スイスなど）では、査証なしで到着する庇護希望者の大多数は拘禁されない。先進国のごく一部、特にオーストラリアではそのような人物は拘禁される。アメリカでは、身分証明書のない外国人が国内で庇護申請を行った場合には拘禁されず、空港で庇護申請を行った者も移民帰化局（INS）に対して信憑性のある申立てを行った場合には拘禁されない。ドイツでは、不法入国・滞在した庇護希望者は、密航斡旋業者の手を借りた者であっても原則として拘禁されない。他方、日本では、空港で庇護申請を行った者ならびに庇護手続中の者、不認定処分について法務省に対する異議申し出中の者や、裁判で係争中の者が多数拘禁されている。その結果、庇護希望者が極めて高い割合で拘禁されているようなので、残念ながら日本は、2002年初頭までに庇護希望者を拘禁する主要国のひとつになってしまったようだ。

庇護希望者が 拘禁されない社会を求めて

不法移民問題は難題である。日本の出入国管理局は2000年に6万4000人以上の不法移民を拘禁し4万5000人以上を退去させた。それでも、日本にはまだ超過滞在している外国人が23万2000人以上いる。また、不法入国者は出入国管理局の

推定では3万人、「ニューズウィーク」誌の推定では25万人いる。「不法」にいるこれらの外国人のほとんどは拘禁されていない。それに比べて入国管理局は、庇護を求めて出頭する数十人の外国人を拘禁の対象としている印象を与える。なんとかならないものだろうか。

本文では庇護希望者の拘禁に関する法的側面について触れ、国際的な慣行を比較してみた。しかし、最も根本的な問題は価値観や信念に関するものであり（本国における迫害を逃れてきた者を拘禁することは道義的に正しいのかという点）これは日本の政策決定者および社会全体の取り組みを要するものである。

UNHCR執行委員会 結論第44号(b)

「拘禁は、随伴する苦痛に鑑みて、通常は回避されるべきであるという意見を表明した。拘禁は、身元を確認し、難民の地位もしくは庇護の申請の基礎となる要素を確定し、難民もしくは庇護希望者が庇護を申請しようと意図する国の機関の判断を誤らせる目的で旅行証明書および/もしくは身分証明書を破棄し、もしくは不真正文書を使用した場合、または、国の安全もしくは公の秩序を保護するために、法律で定められた理由にもとづいてのみ行うことができる。」

執行委員会は57か国で構成され、世界の難民保護の基準などを定めている。日本は執行委員会のメンバーである。

(前号の第4回の記事をお読みにになりたい方は、ホームページをご覧ください。直接、広報室にお問い合わせ下さい。)



国内難民支援部会
(RAJA) 構成団体
社会福祉法人
日本国際社会事業団
ソーシャルワーカー

大場亜衣



日本国内の 難民申請者、

認定された人々を支える

4月23日に開かれたRAJAの定例ミーティング。この日は、ゲストを招いてノルウェーの難民受け入れ体制についての学習会を行った。

日本国際社会事業団 (ISSJ) は、2か国以上にわたる福祉・人権に関わる問題を抱えている人々への相談事業を行う団体です。そのような活動の一つとして、UNHCRから日本国内の難民申請者、認定者への生活適応援助およびカウンセリングの業務を委託されています。ISSJが支援している難民申請者、認定者の国籍は、現在12か国。援助内容は、住居や仕事探し、医療機関への同行、地域で開催されている日本語教室の紹介、入国管理局や弁護士事務所への同行、必要書類の作成や翻訳、同行先での通訳など、多岐にわたっています。

日本政府から難民認定の結果が出されるまでには、何年もかかることもあり、その間、限られた社会資源をつないで生活する難民申請者の精神的ストレスは計り知れません。彼らの不安な気持ちに耳を傾け、受け止め、励まし、アドバイスを提供するカウンセリングもISSJのソーシャルワーカーに課せられた重要な業務です。

収監中の人々への支援

本年からは、さらに、東京入国管理局 (東京都北区) と東日本入国管理センター (茨城県牛久市) に収監されている難民申請者への面会およびカウンセリングがUNHCRとの新たな契約業務に加わりました。外部から隔離されている収監者は、面会者が途絶えると「自分はもう忘れられてしまったのではないかと不安に苛まれます。ソーシャルワーカーは、収監者と定期的に面会し、体調の確認、必要な物品の差し入れ (外部との連絡手

段となる便箋や封筒、国際電話のテレフォンカード、情報収集手段として新聞の差し入れ希望が多い)、収監者の意向をUNHCRや担当弁護士に報告し、精神的に支援する体制作りにも励んでいます。

いつ終わるとも知れない収監生活の中で、収容者は身体的、精神的にも追いつめられ、「収容所での1日は本当に長い。先の見えない不安な日々の繰り返しで気が狂いそうだ」と窮状を訴えます。中には収容生活が1年半におよぶ者もあり、「難民は最下層の生き物だ。いつになったら人間として扱われるのだろうか」、「日本で難民申請したら、命が救われると思った。しかし、実際には自由も人間としての尊厳も奪われ、死んだも同然だ」と悲痛な声を上げています。母国に残してきた家族の安否の確認すら出来ない収監者の中には、不安のあまり、睡眠障害や摂食障害を引き起こしている者、また、ハンガーストライキや自殺未遂を繰り返す者もいます。

収監中の難民申請者の認定手続き状況は、認定審査を待つ者、不認定処分に異議を申し出ている者、不認定取消し訴訟中の者など様々ですが、共通しているのは、一日でも早く拘禁を解かれないとの思いです。

難民申請者の増加に伴い、女性または母子ケースの増加傾向がみられ、出産、保育、就学の相談援助の必要性も高まっています。ISSJは本年より生活適応援助業務の一環として、文化的・社会的背景から就労支援が難しい女性の難民申請者を対象に、月に一度、ISSJの面接室を開放して、手芸品の作成指導を行う自立支

援事業を開始しました。作品は、年二回開催されるISSJの映画会でのバザーやRAJA (次項参照) の構成団体が開催・参加するイベント等に出品し、売上げを女性たちに還元することを目標に掲げています。将来的には、この事業が女性たちの情報交換や交流の場として機能し、自助グループとしての役割を担えるようになればと考えています。

支援態勢の強化をめざして

日本国内の難民申請者、認定者を支援するには、支援体制の強化が重要課題であり、ISSJは他の支援機関・団体との協力関係の構築にも積極的に取り組んでいます。2000年1月には、「パリナック・ジャパン・フォーラム」に加盟するNGOの中で、特に日本国内の難民申請者および認定者の支援を行う7団体が分科会「国内難民支援部会」(RAJA) を立ち上げました。

RAJAはUNHCRをパートナーとして、毎月1回の定例会を開催し、国内難民を支援するNGO団体の協働・連携体制の強化、情報の共有化に努めています。また、国内難民の存在を広く社会に知らしめ、難民問題に対する人々の理解が得られるよう、パンフレットの作成、イベントへの参加も積極的に進めています。ISSJはパリナック・ジャパン・フォーラムに加盟し、また、RAJAの構成団体として、他の支援機関・団体と協力しながら、支援体制の確立および支援技術の向上をめざしています。



志學館大学法学部
助教授

新垣 修

あらかきおさむ
2001年9月にイタリア
のサンレモで開催され
た「グローバル・コン
サルテーション」の
第2分野の会議に出
席。元UNHCR法務
官補。

難民法
第1回

「忘れられた難民」の
「忘れられた権利」

日本が難民条約と難民議定書に加盟して20年が経過します。その間、難民認定手続のあり方や、難民の地位の申請者の自由と権利の問題（例えば収容や送還）が頻りに議論されました。一方、日本で難民の地位の認定を受け、定住を許された外国人（以下、条約難民）の数は約300名に達しますが、認定後の動向についてはほとんど知られていません。難民条約第3章は条約難民の「職業」、第4章は「福祉」について定めています。条約難民のために尽力する国内の支援組織はありますが、経済的・社会的権利を特別に保障するための公的制度はありません。このコラムでは、日本国内に在住する「忘れられた難民」の「忘れられた権利」について少し考えてみましょう。

難民の性質を決定づける要素は、彼女ら/彼らの出国原因の特徴にあります。難民は、迫害のおそれがあるため、出身国からの逃避を余儀なくされ、政治的・社会的舞台から制度的に排除された人たちです。迫害は、生命もしくは身体に対する脅威はもちろん、経済的自由の抑圧、社会的権利の剥奪や心理的圧迫をも伴います。したがって、迫害の過程で、人間としての価値を

否定され、教育の機会を奪われ、経済活動の場から追い出され、心に深い傷を負った者が難民なのです。たとえ、迫害の危険から無事逃れて他の国に定住できても、彼女ら/彼らは、経済的・社会的・心理的レベルで、ハンディキャップを背負いながら生きてゆかなければならないわけです。

条約難民が、社会的・経済的権利を実現しようにも、このようなハンディがそれを邪魔している例は少なくありません。日本に定住している条約難民には、出身国での差別政策等のため初等教育すら終えていない者がいます。就労の機会を不当に奪われたため、職歴をほとんど持たない者もいます。また肉親を失い、自らも拷問を受けるなど辛い経験をした者については、トラウマが日常・社会生活をおくる上での支障となっている可能性は高いはずで

そして、さらに条約難民が経済的・社会的権利を実現しようとする時、これを阻もうとするバリアがあることを忘れてはいけません。例えば、就職における日本語能力の要求は、条約難民が日本で就労する現実的な機会を狭めます。また、言葉の壁や公的扶助制度の特殊性などのため、社会・日常生活において必要な情報が条約難民に伝達されていないような例、必要な手続きにアクセスできない例もかなりあります。いわば、「異文化バリア」です。もうひとつの障害は、「媒介バリア」でしょう。一般的に、難民定住支援において重要な役割を果たすのが、難民と同じ政治・文化・社会背景を持つコミュニティの存在と言われます。条約難民の権利保障を媒介できるような

コミュニティがほとんどないか、あっても非常に小さいというのが日本の現状なのです。そして、より重大な問題は、私達の心の中に潜む「偏見バリア」です。実際、外国人であることを理由に差別を受けた経験を持つ条約難民は少なくないですし、自分が条約難民であることを意図的に隠している者もいます。

日本ではこれまで、いわゆるインドシナ難民に対しては、日本語教育や社会への適応訓練、就職斡旋といった定住促進策が講じられてきました。他方、条約難民に対しては、そのような施策は用意されていません。日本が難民として認定し、定住を許可した以上、彼女ら/彼らの生活の安定と福祉の充実に、可能なかぎり協力する必要があるはずで

そのような協力や支援のあり方は、難民が日本社会で自立し、かつ貢献していくためのエンパワーメントを念頭においたものでなければなりません。条約難民に対してなんら有効な支援策を講じないか、あるいは、彼女ら/彼らの自立を阻むような誤った援助方法をとるなら、条約難民の権利保障にとって問題でしょう。それだけではなく、条約難民に対する自立支援がなければ、将来、長期にわたって、その社会的負担を日本国民や地域住民が背負うことになりかねません。

「忘れられた難民」の「忘れられた権利」は、何も日本に限った問題ではありません。難民に対して積極的な支援策を打ち出している他の国々でも、彼女ら/彼らは社会的・政治的に辺境に追いやり、その基本的権利は危機に瀕して

います。また、国際人権法における難民条約の位置付けの理解、条約難民の権利を実現するための具体的方法の策定など、問題は山積しています。そして、このような問題の解決の鍵を握っているのが、条約難民を社会の新しい構成員として迎え入れる一般市民の姿勢なのです。条約難民に直接関わりを持つ市民の姿勢こそが、支援政策に指針をあたえ、さらには難民保護に関する国際規範の形成にすら影響を及ぼすのではないのでしょうか。



異国で難民申請をする人々の
毎日は、辛く、孤独なものだ。



私とUNHCR

UNHCR/ Bangladesh事務所 代表

近藤眞智子

スタッフプロフィール

Staff Profile

今号から、世界各地で活動するUNHCRの日本人職員をシリーズで紹介します。

UNHCRとの出会い

私とUNHCRとの出会い、それは20年以上前に遡ります。日本がインドシナ難民問題の対策に本格的に乗り出した1970年代後半、それまで耳にしたこともなかった国連機関、UNHCRの東京事務所が開設されました。机3台、コピー機と電話1台の非常に質素な事務所でしたが、職員2人は澁刺として、私の目には眩しく映ったものでした。当時「日本国際社会事業団（ISSJ）」（9ページを参照）に勤務し、様々な方々との出会いの中でいつしか国連職員をめざそうと考えていた私は、一も二もなくこの事務所に飛び込もうとしましたが、無下に断られてしまった経験があります。それでも諦めず努力を続けた結果、1983年10月、UNHCRジュネーブ本部に採用が決まり、晴れて国連職員となることができました。

もともと「国境のない仕事に就きたい」という漠然とした夢を子どもの頃から抱いていました。自由な家庭環境の中で育

ち、世界地図を見ながら夢想する少女時代を送っていたからかもしれません。英語の勉強だけは常に手抜きをせず、大学では法律を専攻し、その後アメリカに渡り社会行政学の修士課程を修了しました。そうした過程で、世界には様々な国、様々な考えを持つ人がいることを知りました。そして援助を必要としている人々が世界中にいる、私に何ができるだろうという思いを強くし、一生できて、しかもやりがいのある仕事を模索していました。そのような私にとって、UNHCRという職場は我が意を得たり、というものであったと今でも確信しています。

ジュネーブ本部、そしてフィールドへ

第1回

ここまでの道のりは決して平坦なものではありませんでした。本部着任早々、西アフリカのフランス語圏担当部署に配属されたのですが、私の未熟な語学力では到底太刀打ちできそうにない分厚い書類が毎日デスクに山積みされ、

圧倒されてしまったことを覚えています。しかしここまで来て弱音など吐けず、辞書を片手に必死になって読破したものです。その3年後、当時、「最難度勤務地」に指定されていたソマリアへの転勤を皮切りに、パキスタン、インドネシアなど、難民問題の前線で経験を積む機会に恵まれました。かつての上司が「娘を世界の果てに嫁がせる思いがした」と表現したように、それは、命が危険にさらされ、劣悪な環境下で生活する難民が存在するという現実との闘いの連続でもありました。

1990年代前半、インドネシアのガラシ島で2年間勤務した時のことです。着任直後に、医療その他の施設、公共交通機関などが全く無く、衛生状態および通信事情の劣悪さなどを思

い知らされ、眠れない夜を何度も過ごしました。その島には、庇護を求めてボートでやって来たベトナム難民が収容されていました。私の仕事は、難民資格認定者にはアメリカなどへの定住の手配を、難民資格を与えられなかった者には本国帰還のための支援を行うことでした。後者の中には、島からの脱出を図ったり、絶望のあまり自殺したりする者まで発生しました。このような厳しい現実と常に向き合わねばならないというのがUNHCRの現場職員に課せられた使命であると、長年のフィールド経験の中で何度痛感させられたことでしょうか。私は難民キャンプ生活に終止符を打った第三国定住組を笑顔で送り、夢破れた本国帰還組には励ましの言葉を送るのが精一杯でした。

日本勤務、そして現在

1996年には、皮肉にもかつて断られたUNHCR東京事務所の副代表として、日本に帰ることとなりました。私の東京での主要任務は、外務省を中心とした政府関係との調整、UNHCRと日本の人道支援NGOとのネットワークの強化でした。そして現在は、UNHCR Bangladesh事務所代表として、ミャンマー難民の帰還、都市難民の保護と援助、そしてBangladesh政府に難民条約への加入を働きかける仕事をしています。

今、これまで約20年間にわたるUNHCRでの勤務を振り返って思うことは、いかなる困難に直面しても諦めず、目標に向かって努力し、たゆまず自分を磨いてゆくことの大切さです。国連職員には、世界に立ち^{けんさん}はだかる難題に即応できるように常に自己研鑽が必要とされます。そして、この努力の継続こそが、現在の私の仕事の礎になっていると思います。



Bangladeshにあるミャンマー難民のキャンプを訪れ、子ども達と話す筆者。UNHCR

From “Refugees” Magazine

英語版「Refugees」誌は、UNHCR
ジュネーブ本部広報課が発行する
季刊誌(変形A4版・32ページ)です。

「難民」 誌から



故郷を追われた人の数は世界で約5000万人。これは他国で庇護を求めている難民と自国内にとどまっている避難民をあわせた数だが、その75～80%を女性と子どもが占めている。

このうち国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が援助しているのは2180万人。その約半分が女性と少女である。

大部分が戦争のために故郷から避難しており、戦争犠牲者のうち民間人が占める割合は過去数十年で5%から90%以上へと急増。小型武器による犠牲者の80%は女性と子どもであり、その数は軍人の犠牲者数をはるかに上回る。

女性に対する虐待で最も広範に行われているのは家庭内暴力（DV）で、女性の25～50%がパートナーによって虐待された経験があるという。特に家庭内暴力から女性を保護している国はわずか44か国しかない。

女性はさまざまな性的虐待の対象となっている。レイプが戦争目的にされたケースもある。ボスニアでは1992年だけで2万人以上のムスリム女性がレイプされ、ルワンダでも1994年の民族大量虐殺を生き延びた女性の大多数がレイプされていた。

世界の女性の5人に1人がレイプの被害者といわれ、多くは面識のある加害者によるものである。性的虐待の40～60%は、16歳未満の少女が被害者である。

世界で30万人以上の子どもたちが兵士にされているが、その多くが難民の少女であり、さまざまな形で性的奴隷にされることが多い。

現在、女性のHIV/エイズ感染者は1640万人以上。全感染者の中に占める割合は、過去数年で41%から47%まで上昇した。サハラ以南のアフリカでは、十代の少女のほうが少年より5倍も感染の可能性が高い。

性教育を導入して安全な方法を教えれば、飛躍的な効果がある。ウガンダでは、教育を受けた女性の性病感染率が1995～1997年で半分以下に減った。

「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」と同選択議定書に調印している国は約170か国。これは女性の権利を守り、男女の平等を実現することを目的とした主要法規である。

1998年に採択された国際刑事裁判所規程は、レイプ、性的奴隷、強制的な売春、望まない妊娠など多様な犯罪行為について同裁判所に審判する権限を与えた。

人身売買の被害者の多くは女性、とりわけ世界の性産業に送り込まれる人々である。これは女性の多くが、身体の安全、経済的機会、財産・土地の所有権をもたず、特に人身売買において弱者であるためだ。出身地別で見ると、東南アジアや南アジア、旧ソ連諸国の出身者が最も多く、誘拐や家族によって奴隷のように売られて犠牲となっている。

ルワンダでは、推定4万5000世帯の家長が子どもであり、その90%は女子である。

世界には、1日1ドル未満の絶対的貧困状態で生活している人が推定13億人おり、このうち70%が女性である。

ひと目でわかる 難民女性の世界



6月20日は
国連「難民の日」。
今年のテーマは
難民女性です。

難民から大統領へ

旧ソ連の強制追放の列車を逃れて国外に脱出した女性が
故国の指導者に選ばれた

©PHOTO BIANCO/P. BERTSCHMANN



かつて難民であったラトビアのワイラ・ピケフレイベルガ大統領
(左)、ルード・ルベルス難民高等弁務官とともに。

「家族でラトビアの海岸を離れてから3週間と3日後に妹が死にました。私たちは妹を道端に埋葬しました。その場所には二度と戻れませんでしたが、花の1本も供えることができませんでした」と、ラトビアのワイラ・ピケフレイベルガ大統領は語った。「私は今日、このように道端で死んでいったすべての人々を代弁する生き残りとしてここにいると考えています。そのなかには家族に埋葬してもらえた人も、そうでない人もいたでしょう」。

北ヨーロッパの小国ラトビアの大統領のスピーチは、世界156か国の首脳級が集まった会議で、聴衆の心をもっとも揺さぶった瞬間だった。この会議は最近ジュネーブで開かれたもので、数百万人にのぼる世界の難民を支援するために、グローバルな協力を進めることが約束された。

ワイラ・ピケフレイベルガが、両親に連れられて旧ソ連占領下のラトビアを逃れたのは1944年、7歳のときだった。一家はポーランド、ドイツ、フランス領モロッコを経て、カナダへ移住。運命の小さないたずらで、彼女の未来は大きく変わった。

あるキャンプでは、「二段ベッドの置かれた部屋に20人が詰め込まれました」と彼女は振り返る。「そうした状況では、お互いが非常に親しくなります。その友情が続いて、ある仲間の難民たちが『カナダでの暮らしは大変だが、一生懸命働

けば成功できる。だからこちらに来ないか?』という手紙をくれたのです」。

そして、ピケフレイベルガはカナダへ移住し、その通りになった。第一線で活躍する学者となって世界各地で講演した後、新設されたラトビア大学の学長として帰国。その1年後に大統領に選ばれたのだ。

おびたしい数の女性が難民生活を乗り越えてきた。その大部分は故郷に帰還したものの、相変わらず人知れぬ存在として、厳しい環境におかれていることも少なくない。ワイラ・ピケフレイベルガの例は、適切な支援と、ほんの少しの運と、十分なやる気があれば、なんでもできることを示している。

強制追放か逃避か

「いざ家を出るときは本当に辛かった」と、ピケフレイベルガ大統領はジュネーブの各国代表に向かって語った。「両親は、ラトビアにとどまるか、国を出るかの選択を迫られました。ラトビアにとどまれば、これまで目の当たりにしてきたように、真夜中にたたき起こされて家畜用の列車に押し込まれ、シベリアに強制移送されるかもしれません。逃げるとしても、両手に抱えられる荷物以外は後に残して、未知の土地へ行くこととなります」。

つらい日々が待っていた。「自分が眠りにつく場所がどこかもわからないのに、遠くの家には明かりがともっていて、自分たちのベッドで寝て、テーブルで食事をして、家で普通の生活を送っている人たちがいると思うと、胸が締めつけられました」。

「やがて難民キャンプに来ると 自分の空間やスペースは全くありませんでした。屋根もありませんでした。過去もなければ、未来があるかどうかもわからない。権利も、発言の機会も、参加する場所もありません。市民権も身分証明書もなく、名前さえない場合もあります。自分をつねってみて、『ああ、私は生きているんだ。存在するんだ。人間なんだ』と確認しなければなりません」。

現在も無数の人々が苦しんでいる。「彼らはテントや道端で空腹と寒さにさいなまれ、誰かが助けの手を伸ばしてくれるのを待ちこがれています」と、ピケフレイベルガは語った。そして「尊厳のある人間と、しいたげられた野獣以下の存在」の間をさまよっているという。

大統領は訴える。「5年後、50年後、あるいは100年後になるか分かりませんが、私たちは行動を起こさなければなりません。選択の余地はないのです。何かしなければならぬのです」。

人食いライオン、ワニ、飢餓

数千人の少年少女はともに恐ろしく辛い経験をした
それなのに直面している未来はまったく異なる

エマニュエル・ニヤベラ 著

スーダンの「迷える少年たち」をご記憶だろうか？

では、スーダンの「迷える少女たち」のことは？

1980年代の終わりに、スーダン内戦のさなか故郷を離れ、何年もアフリカ東部のサバンナをさまようことになった数千人の子どもたちの冒険は、いまやアフリカの伝説となっている。

ケニアにたどりついた彼らは、劣悪な環境のキャンプで何年も苦しんだ。だが、やがてスーダンの「迷える少年たち」として知られるようになり、援助職員の目にとまった結果、

両親が死亡したか行方不明になった子ども約4000人をアメリカが第三国定住先として受け入れることになった。

少人数のグループに分かれてアメリカ全土に送られた少年たちは、あっという間に有名人になった。テレビや新聞のインタビューを何度も受け、アフリカでの驚くべき冒険やアメリカで初めて見た雪や洗濯機、摩天楼の感想、全く新しい生活が始まった気持ちを聞かれた。

だが、この騒ぎのなかで、同じような苦難を経

験した8～10歳の少女数千人の運命はすっかり忘れられていた。

アコル・クオル（17歳・仮名）が、反政府勢力と政府軍の激しい戦闘を逃れて、母親と4人の兄弟とスーダン南部の村を出たのは7歳の時だった。一行は歩いてエチオピアまで行き、スーダンに戻り、さらに何年もかけて南にあるケニアをめざした。

「飲み水はほとんどなくて、木の葉や木の実を食べて生き延びました」とクオルは振り返る。「ライオンに食べられてしまった少女もいます」。やがて彼女は、アフリカ特有の木

立ち（ブッシュ）のなかで、母親とはぐれてしまった。母親の行方は未だにわからない。

別の少女アデュは、スーダン・エチオピア国境を流れるギロ川を越えたときの様子を語った。「二人の叔父の助けで川を越えたのを覚えています。ところが一人は川に流されてしまい、二度と会えませんでした。後になって、叔父はワニに食べられてしまったのだと聞かされました」。この川を越えようとした人々は、同じ目にあっている。

スーダンの子どもたちは、少年も少女も1990年代初めにケニアのカクマ難民キャンプにたどり着いた。

少年たちは、仲間どうして固まっていたため、やがて注目されるようになり、第三国の同情を引いた。

不確かな未来

一方、多くの少女たちはスーダンの文化的な伝統にしたがって里親に引き取られ、将来の見通しが全くつかない状態に置かれた。外部の世界にも見過ごされ、忘れられていった。

アコル・クオルは、誘拐されてスーダンに連れ戻され、あやうく結婚させられそうになったことがある。しかし、スーダン人男性3人によって難民キャンプから連れ出されようとしたところを、地元のソーシャル

ワーカーと他の難民に助けられた。

アコルは、これからも同じような事件が起きるに違いないと考えている。強制的な結婚は、大きなビジネスになっているのだ。彼女の最初の「求婚者」は、結婚と引き換えにスーダンでは莫大な価値がある50頭の牛を持参金として彼女の里親に申し出た。

ヤー・ジョク（仮名）が、住み慣れた村を出たのは9歳の時で、さまよううちにいつの間にか両親とはぐれてしまった。カクマに着くと、彼女も里親に引き取られた。

ある晩、一人の男が小屋に入ってきて、彼女の口を布でふ

UNHCR/W. STONE/CS・KEN・2002



さぎ、彼女をレイプした。当初、ヤーはこの事を秘密にしていた。多くの社会でそうであるように、スーダン人社会ではレイプの被害者も罪を犯した人とみなされることが多く、「もし、レイプされたことが人々に知れたら、誰も私と結婚したがるまいだろう」と、彼女は心配したのだ。

しかし彼女は妊娠してしまい、秘密は誰の目にも明らかになってしまった。ヤーは、里親にも難民コミュニティにも拒絶されたが、実母の親戚の女性の元に身を寄せることができた。

彼女は生まれてきた子どもに、マンデー・リアクと名づけた。リアクとは、ディンカ語で「戦争」という意味だ。

アコルと同じように、ヤーも不安のなかで暮らしている。娘のマンデーが結婚適齢期になったら、いつかレイプ犯が戻ってきて、金儲けの道具としてマンデーを引き取りたがるかもしれない。だから誰も私と結婚したがるまいだろう。ヤーはそう心配している。

家の中では、二人の少女は他の多くの少女たちと同様、料理や掃除、たきぎ拾いなどをして、無給の召使い並みの扱いを受けている。

ヤーは中退者向けの学校に入ったが、毎日通うことはできない。赤ん坊の面倒をみなければいけないからだ。他の少女たちは、カクマの中学校に通っている。

どんなに限られていても、教育は小さな希望を与えてくれる。とはいえ、いまのところ少女たちの誰一人として、飛行機に乗ったり、コンピューターの使い方を習ったり、見知らぬ国で希望でいっぱいの新生活を始めるチャンスを与えられていない。

同じ悲劇を体験しながら、対照的な未来を前にしている少年と少女たち。この物語には最後に小さな皮肉がある。

あるときカクマで、少年たちは乾燥食糧を配給された。彼らは伝統ゆえに、自分たちでその食糧を調理しようとしなかった。それは女性の仕事だからだ。結局食事を作ったのは、スーダンの「迷える少女たち」であった。

「迷える少女たち」は、ケニア北部の埃っぽいキャンプで何年も暮らしている。



HCR協会 から



HCR協会の事務局は、UNHCR日本・韓国地域事務所の一角にあります。

2000年10月に発足した特定非営利活動法人日本国連HCR協会(略称:HCR協会)が、初の通年事業年度となる第2期の決算を終えました。現在は、3名の常勤スタッフ、6名の非常勤スタッフ、さらに数名のボランティアの方々によって事務局が運営されています。

昨年9月以降、世界情勢が大きく揺れ動く中で、アフガニスタンの難民問題への関心が急激に高まり、多くの方々からご支援が寄せられました。皆さまのご厚意への感謝の念とともに、第2期のご報告をいたします。今後とも継続的なご支援をお願い申し上げます。

2001年度 寄付額の内訳(1月~12月)

寄付指定先	寄付額(円)	支援の対象	
地域別プログラム	最優先の地域	65,765,196	UNHCRが最も必要とする地域での活動に使われます。
	アフリカ	1,888,981	500万人をこえる難民、国内避難民、帰還民、庇護希望者。
	中東	372,523	シリア、イラクから南のアラビア半島とエジプトの約38万人。
	アジア	642,368	イランから東のアジア地域全体で約700万人。
	アメリカ	13,320	北米、中・南米。コロンビアの国内避難民など約160万人。
	ヨーロッパ	88,640	バルカンや旧ソ連邦地域を含む約680万人。
テーマ別プログラム	みどり1本	2,551,394	犬養道子さんによって提唱された植林プロジェクトの支援を目的とする運動です。
	難民の女性	1,023,380	難民女性の視点に立つプロジェクトを支援。2002年6月20日「国連・難民の日」のテーマです。
緊急ファンド	難民の子ども	8,775,774	2001年の「国連・難民の日」のテーマとして、その後1年間、キャンペーンを展開しました。
	緊急事態に備えて寄付金を蓄積しておくファンドです。現在は、すべてアフガン難民支援事業に送金されています。	122,628,741	
協会支援ファンド	2,830,306	日本国連HCR協会の運営や広報活動を支援する基金です。	
総額	206,580,623		

注)・上に示す数値は、2001年度決算報告として東京都庁へ提出した内容に対応しています。

- ・2月までに2名の監事による内部監査と中央青山監査法人による外部監査を終了しました。経理諸表はホームページに掲載されています。(<http://www.japanforunhcr.org>)
- ・UNHCRの了解に基づき、2001年1月よりご寄付額全体の1割は日本国内での広報活動に充てられ、9割がジュネーブ本部に送金されています。
- ・2001年度中のUNHCRへの送金総額は2000年12月のご寄付全額と、2001年1月から11月に受領した寄付額の9割に相当し、133,411,252円です。
- ・UNHCR本部が日本の民間から2001年度に寄付として受領した総額は、HCR協会の口座を経由しない寄付額を合わせて約300万米ドルです。

認定NPO申請に向けて

決算を2期以上終了したNPO(特定非営利活動法人)は、「認定NPO」への申請資格を得ることができます。日本国連HCR協会は、現在、認定NPO申請へ向けて準備中です。認定NPOとなりますと、皆様のご寄付が税金控除の対象となります。

難民教育基金(RET)

設立の経緯と目的

UNHCRは、難民の初等教育は支援していますが、主に緊急事態に対処する機関なので、中等教育以上の教育機会を十分に提供できないのが実情です。10代の難民の子どもたちの「勉強したい」という切実な叫びを受けて、2000年12月15

日、UNHCR50周年記念事業として「難民教育基金」が設立されました。緒方貞子前高等弁務官が名誉会長を務めています。

主な事業

まずは中等教育に焦点を当て、資金が許せば職業専門教育も支援します。支援プロジェクトには以下の4つのタイプがあります。

- 1 難民の生徒を受け入れている地元の学校を支援する。
- 2 難民の学校を作り、支援する(おもにキャンプにて)
- 3 教師の訓練施設、図書館、インターネットを利用できるIT教室などリソースセンターを提供する。

4 地元の学校に通う生徒に奨学金を提供する。

ご寄付のお願い

日本国連HCR協会は、UNHCRだけでなく難民教育基金の募金窓口も合わせて務めています。

郵便振替口座 00110 4 54477
口座名 「難民教育基金」
(払込料金をご負担ください。)

HCR協会を経由する寄付額の10%は、日本での広報費などに充てさせていただきます。

HCR協会のホームページにも、難民教育基金に関する情報が掲載されています。

eセンターから

緊急事態対応 「実践的ワークショップ」に 参加して

BHN(テレコム支援協議会) 参与
IARV(国際アマチュア無線ボランティアズ) 会員

中西洋夫

私は昨年秋に名古屋市近郊の日進町で開催されたeセンター主催のワークショップに参加し、それを契機に、昨年12月からパキスタンにいるアフガン難民やアフガニスタン国内の避難民のためのボランティア活動を始めることができました。

2001年8月、BHNとIARVからワークショップでの無線通信の講師として、さらにワークショップ会期全体にも参加者として行って欲しいと要請され、引き受けました。

私自身それまでは、人道的に難民を救うのは、国連や関係政府などの仕事で、多くのNGOが関わっていることすらほとんど認識がありませんでした。しかし、会場で出会った若い研修生たちと何日か付き合っているうちに、大部分の人がすでに難民に関わる仕事に政府機関や国連機関、NGOで携わっていて、さまざまな問題意識をもって参加していることや、講師陣が難民救済ですでに数々の実績を持つ方々で構成されていることを知りました。そこで、これは頑張るってこのコ

ースを修了し、早く第一線で活躍しなくてはという気持ちになりました。私にはこのワークショップは本当に難しいものでしたが、多くの同級生や講師陣に助けられ、何とか最終日までこぎつけました。

実際の活動

ワークショップ終了後、早速、パキスタンのペシャワールで活動する日本のNGOの事務所に、VHF(超短波)無線機を取り付ける仕事の依頼がBHNにあり、これを任せて貰いました。12月下旬、無線機をIARVの仲間一人と現地へ持参し、まずUNHCRのイスラマバード事務所を訪問。そこでワークショップで学んだ通りの構成のコールサインを付与されました。無線機をUNHCRで得た通りの周波数表に設定し、ペシャワールで無線局7局を立上げ、さらにそのNGOの職員に名古屋で講義したと同じ内容を教えました。その無線機でUNHCRなどの交信を傍受すると、まさにワークショップで実践した通りの交信が行われており、私もいよいよ救済現場に近づいたという実感を心得、使命の重大さに身震いました。

私の生活は、ワークショップに参加したことで一変しました。しかし、無線技術や国際経験を生かして、人道的な立場で国際社会に恩返しができることは、大変幸せな定年生活だと思っています。このワークショップのお陰で、緊急時の人道的支援や各国連機関の働きが理解できました。また国の内外で活躍しているワークショップの同級生と出会えたことは、同じ目標を持つ者として最高の喜びでした。素晴らしいワークショップに参加出来たことを誇りに思うと共に、主催したeセンターの皆様には感謝にたえません。

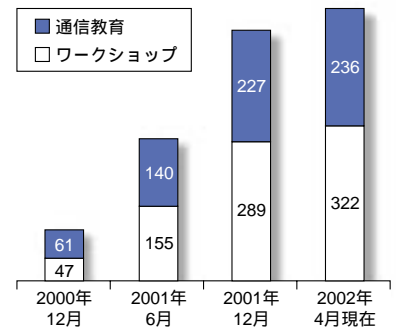


ワークショップで、無線通信について
講じる筆者。UNHCR/T.Masuda

eセンターは 多くの方に 利用されています

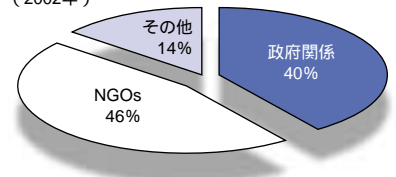
現在、各種ワークショップの実施、資料の作成や提供、また人道危機に対応して活動する団体・個人間のネットワークづくりなどを行っています。

eセンター活動への参加者の推移



2000年8月の開設以来、UNHCRのeセンターは、人道活動のネットワークを広げ続けており、今年4月までに、主にアジア・太平洋地域から515名が活動に参加しました。

eセンターネットワークへの参加者 所属別 (2002年)



現在、参加者が一番多い国は日本で、約150名がワークショップや通信教育を利用しています。またマレーシア(65名)、スリランカ(50名)、フィリピン(40名)をはじめ、約30カ国から多くの方が活動に参加しています。その中にはeセンターの訓練で学んだ実践的な知識を、実際に難民援助等の現場で活用している人も少なくありません。

しかし、eセンターが最終的に援助対象としているのは、いうまでもなく難民や国内避難民です。eセンターとその参加者が人道活動のネットワークを広げ、緊急事態への備えを高めていくことが、これらの人々にすばやく適切な援助を提供することにつながるのです。

eセンターの活動に関しては、新しくなったホームページをご覧ください。

www.the-ecentre.net

eセンターは、日本政府が設立し国連によって運営・管理されている「人間のための安全基金」の財政支援を受けています。

UNHCR 国会議員連盟

3月13日、今年第1回のUNHCR議員連盟の総会が衆議院第二議員会館で、森喜朗議長、羽田孜衆議院議員、森山真弓法務大臣をはじめ計約50名の出席を得て開かれた。逢沢一郎議連事務局長が議長を務めた。

森議長会長の開会の挨拶に続いて、日本訪問中の「難民教育基金（RET）」事務局長のヤン・ヴァン・エルプス氏がこの基金の趣旨を説明し資金協力を仰いだ。UNHCRが提供している難民の子ども達のための教育活動ではおもに初等教育しか行えない。難民教育基金は、これを解決する目的で、緒方貞子前難民高等弁務官が発起人になって2000年12月にジュネーブで設立された民間団体である。特に10代の難民の子ども達の教育機会を広げようとしている。

「現在、アフリカ数か国とパキスタンでプロジェクトを始めているが、さらにアジアの他の地域でも始めたいと願っている」との説明がヴァン・エルプス事務局長からなされた。それを受けて、逢沢事務局長の提案で、UNHCR議連として向こう3年間で1000万円を目標に寄付を募ることになり、議連のメンバーは、幅広く周囲にも声をかけてこの基金をサポートする予定である。

次に法務省入国管理局の江口敏樹警備課長と竹田静登審判課上席補佐官から国内の難民および難民認定申請者の実情についての報告があった。それによると2001年には申請者が555人（うち新規が353人）、不認定となったのが316人、取り下げをしたのが28人、そして難民として認定されたのは過去最高の24人だった。また67人が在留特別許可を受けた。

出席者からは、国によって難民条約の解釈に違いがあることへの疑問、難民申請者への特別な配慮の要請などが出された。一方、「全国難民弁護団連絡会議」の渡辺彰悟弁護士から、難民認定申請者の收容の執行停止、あるいは難民不認定処分の取り消しなど、今まで以上に裁判所からの積極的な判決が出されたという報告があった。



総会の席で挨拶に立つ森議長。右は森山法務大臣、左は逢沢事務局長。その左が、ヴァン・エルプス難民教育基金事務局長。

Information



アフガニスタンの難民帰還事業の一端を担う車輦。これは、日本政府から緊急事態用の装備として寄贈されていた一台。UNHCR

トヨタ自動車 株式会社 7500万円を UNHCRに寄付

3月20日、トヨタ自動車株式会社よりUNHCRに7500万円の寄付があった。この寄付金は、同社の意向により、UNHCRのアフガニスタンでの援助活動に使われる予定である。

アフガン難民の自主的な帰還が予想以上に早いスピードで進む中、UNHCRでは月に2000万ドル（約26億円）もの活動資金が必要な状態となっており、予算的に厳しい状況が続いている。

ルード・ルベルス高等弁務官は、トヨタ自動車株式会社に感謝の意を表するとともに、同社のランドクルーザーがUNHCRの日ごろの活動に多大な貢献をしていることにふれ、「道路の状況が悪い地域での活動が多いUNHCRにとって物資や職員の輸送になくてはならない存在となっている」と述べた。また、高等弁務官は、同社の好意に対し、業界を代表する企業が世界的危機の解決に積極的に関わろうとする姿勢を示すものであると高く評価した。

同社は、長年の間、UNHCRが調達しているさまざまな備品や物資の最大の購入先である。現場に携わる職員の間でもその車輦に対する信頼は厚く、厳しい状況下での活動が多い職員の手となり足となって活躍している。

また、昨年にはeセンター主催のワークショップ（17ページ参照）開催にあたり、同社より施設の利用協力があつた。

Regional Development

世界のUNHCRの ニュースから

UNHCR、 エリトリア人に対する 難民の地位の終止を宣言

UNHCRは、5月8日、エリトリア人に対する難民の地位の終止を発表した。この終止条項は、今年12月末に世界全体で効力を発する。これは、30年にわたる独立戦争の終結とエリトリアの独立、さらにエチオピアとの国境紛争も2000年に停戦協定が結ばれ、難民を生み出した原因がもはや存在しないことによる。

難民としての地位の終止条項は1951年「難民条約」と1969年「OAU（アフリカ統一機構）難民条約」に規定されている。現在、スーダンでUNHCRが援助しているエリトリア難民は14万人。自主帰還計画が進められている。

UNHCR執行委員会、 難民に対する性的搾取の 疑いについて審議

3月5～7日、UNHCR執行委員会の非公式委員会が開催され、西アフリカのギニアにおける18歳以下の子どもたちに対する性的搾取の疑いについて審議された。これは、国際平和維持部隊の兵士や人道援助に携わる国連機関やNGOなど約70団体の現地職員が関与したとされている。ルベルス高等弁務官は、調査の継続と該当者がいればその処分、予防体制の確立と職員の行動規範の刷新を表明した。

この問題はUNHCRの他の職員、特に厳しい条件下で働く職員の士気にも影響を及ぼしており、対策の実施が急がれている。

モンタニャール難民、 アメリカへの定住が決まる

ベトナムからカンボジアに逃れていたモンタニャール難民の帰還に向けてUNHCRは今年1月、カンボジア、ベトナム両政府と三者協定を結んだ。しかし、3月21日、ベトナム政府は、12台のバスを難民キャンプに送り、難民の強制帰還を進めようとした。UNHCR職員は難民の保護を試みたが、脅迫を受け難民と接触ができず、数人の難民がベトナムへ連れ戻されてしまった。

ルベルス高等弁務官は、「事態を大変憂慮している。状況が改善されるまで当面、両政府との共同帰還事業は保留する」と発表。

その後、アメリカ政府が約900人のモンタニャール難民全員の定住受け入れを決定し、出国に向けての準備が進められている。

「ありがとうございました。 またどこかでお会いしましょう」



3月、卒業の時期、私もUNHCRの勤務から卒業しました。無事、ここまで到達できましたのも、本誌の読者である寄付者の皆様やNGO、ボランティアの方々のご支援があったからに他なりません。

思い起こすと、前半の10年のある時は「ベトナム・ポートピープル」の上陸手続きの連絡で1日が過ぎました。またある時、ルワンダ難民キャンプで、干ばつも重なり、年老いた人々が次の時代を託

す若者たちの食糧を確保するために集団自殺をしたという悲しい出来事がありました。このニュースに、心ある方々から「貧者の一灯」と称した現金書留の封筒が続々と届けられ、有り難く思うと同時に私もこの仕事を一生懸命頑張っ、ご寄付を下された方々にお応えしたいと強く思いました。

後半の10年は大変忙しい日々でした。緒方貞子さんが第8代難民高等弁務官になり、ジュネーブ本部から毎日のように連絡が入り、また、日本全国から緒方高等弁務官に講演依頼が届き、仕事の内容も量も様変わりしました。この10年は、湾岸戦争や旧ユーゴスラビア、ルワンダ、チェチェン、東ティモール、そしてあの米国での悲惨な事件以降のアフガニスタンの動きなど激動の時代でした。

谷口朋子

筆者は、今年3月末に20年のUNHCR東京事務所での勤務を終え、定年退職いたしました。皆さまへのメッセージを紹介します。

湾岸戦争の時は、テレビの映像を見た方が次々と郵便振替で浄財を寄せてくださり、赤坂郵便局の開局以来といわれたほどの件数でした。当時のコンピューターでは入力が追いつかず、ボランティアの皆様のお力を借りて人海作戦で乗り切りました。

20年間には悲喜こもごもありましたが、たとえば難民の方たちの第三国への定住がなかったり、難民と認定されて、日本での新しい生活に入るなど、明るい顔で報告に来て下さるときは、とても嬉しく感じました。

1日も早く、一人でも多くの難民の方たちが安住の地を見つけることを望みつつ、改めて皆様の息の長い、心あるご支援に感謝申し上げます。またいずれどこかでお目に掛かれることと思います。

日本に関わる 歴史上の 難民

Ukon TAKAYAMA

高山右近は1552（天文21）年に摂津高山（現・大阪府豊能郡）で生まれた戦国時代末期の武士で、高山飛騨守（洗礼名ダリヨ）を父にもつキリスト教徒でした。優れた戦術家であった右近は、21歳で高槻城主となったが、当時最大で75万人もの信者を持つに及んだキリスト教の影響力を恐れた時の権力者により、その運命は大きな変化を遂げることとなります。

1587年、豊臣秀吉による「バテレン追放令」によって領地没収などの迫害を受けた右近は、庇護を求めて日本各地を

高山右近

[1552 - 1615]

日本からフィリピンへ 逃れた難民



高槻カトリック教会に立つ右近像

転々とした後、徳川家康の「キリシタン禁教令（1614年）により、最終的に棄教が国外追放かの選択を迫られます。

右近は、自らの信仰を選び側近のキリスト教徒と共にフィリピンへ追放され難民となりました。彼らをのせた船が入港した岸には市民が埋め尽くし、当時のルソン総督を始めマニラ市民より偉大な信者として国賓並みの歓迎を受けたと記録

されています。

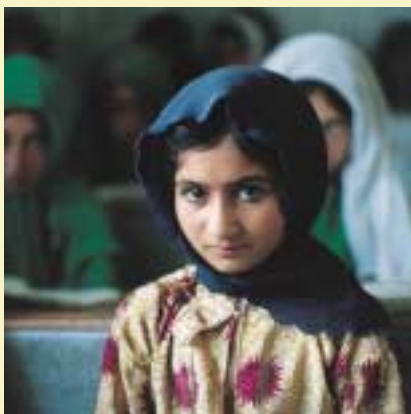
しかし、到着からおよそ40日で彼は熱病に倒れ、1615年2月5日に63歳の生涯を閉じました。マニラでは右近の葬儀が盛大に行われ、遺体はイエズス会聖堂に葬られました。また、右近とともに海を渡った100名をこえるキリスト教徒とその子孫の大部分も、鎖国令が解かれる19世紀まで帰国を許されず、祖国の土を再び踏むことはありませんでした。

同時期のクリスチャン大名の多くが幕府の令に従い棄教した中、自らの信仰を貫いた右近は今なおフィリピンで尊敬され、マニラには彼を記念した銅像があります。

海外への渡航が困難を極めた400年近く昔、日本での迫害を逃れて難民となった右近とその同胞がマニラ市民の大歓迎を目にした時、どのような感慨を持ったのかは想像に難くないでしょう。

難民問題はまだまだ続いています！ 支援募金にご協力ください

困難な状況と失望の中で、それでも生きる希望を捨てない多くの難民を、あなたの善意が支えます。ご協力をお願い申し上げます。



UNHCR/A.HOLLMANN

ご支援の方法

郵便局から募金を振り込む。

口座番号 00140-6-569575

口座名 HCR協会

皆さまからのご寄付は世界約120か国で活動するUNHCRが最優先とする地域での支援に使わせていただきます。通信欄に以下のようなご指定を記入していただくこともできます。

アフガン難民（緊急ファンド）
難民の子ども
難民女性

さらに次のような方法もあります。

「助っ人会員」になって、地域の人々に支援を呼びかける。
定期的に寄付する「プレジデナー」になって、自分の記念日にメッセージカードをもらう。
寄付や会費に、郵便局の自動払込みを利用する。

ホームページからお申込みいただけます。また、ご連絡をいただければ資料を郵送いたします。

その他、詳細はお問い合わせください。



特定非営利活動法人
日本国連HCR協会

Tel.03-3499-2450 Fax.03-3499-2273
ホームページ <http://www.japanforunhcr.org>